

お申込日: 年 月 日

## JIS マーク表示制度 認証申請申込書

ビューローベリタスジャパン株式会社 宛

受付番号 : \_\_\_\_\_

- 1) お申込みの際には、署名又は捺印された原本をご提出下さい。
- 2) 申込み該当内容の□を■にいれかえて、該当箇所に必要な事項ご記入下さい。

「JIS マーク表示制度認証申込みにあたってのお客様了承事項」内容を了承し、申し込みます。

(フリガナ):

社名 (和文):

(英文):

住所 (和文): 〒

(英文):

(フリガナ):

代表者名:

所属・役職:

Ⓜ 又は署名

TEL:

FAX:

E-mail:

製品(加工技術)の名称:

JIS 規格の番号:

JIS 規格の名称:

等級又は種類:

認証の区分:

連絡先ご担当者:

氏名:

所属・役職:

住所:

TEL:

FAX:

E-mail:

工業標準化法の適用条項:

- 製造業者 (19 条 1 項)       輸入業者 (19 条 2 項)       販売業者       加工業者 (20 条 1 項)

認証の種類:

- 一般認証       ロット認証 (数量: )

お申込内容:

- 新規認証  
 認証の維持  
 他機関からの移行      審査機関名( )  
 新たな認証の区分の追加  
 認証範囲の追加、変更、縮小  
     製造工場の       追加       変更       縮小  
     種類又は等級の       追加       変更       縮小  
     鉱工業品等の       追加       変更       縮小

審査基準 (JIS Q 1001 一般認証指針 附属書 B 品質管理体制の審査の基準):

- 品質管理体制の基準(A)       品質管理体制の基準(B)  
    ISO9001 の審査機関名: ( )

製品試験:

- 試験データの活用      試験機関名( )  
    ISO/IEC 17025 認定機関名( )  
 認証に係る製造工場      (BV による ISO/IEC 17025 の審査が必要となります)  
 BV が指定する試験所      (BV 外部委託試験所)

品質管理責任者:

氏 名: \_\_\_\_\_

所属・役職: \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_

製造工場:

(フリガナ): \_\_\_\_\_

工場名 (和文): \_\_\_\_\_

(英文): \_\_\_\_\_

住 所 (和文): \_\_\_\_\_

(英文): \_\_\_\_\_

従業員数: \_\_\_\_\_ 企業全体従業員数: \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_

お願い:最寄駅からの時間および略図を提出下さい。

備 考

1. 添付資料の用紙の大きさは、日本工業規格に定める A 列 4 番とします。
2. 製品を製造する 2 以上の工場又は事業場について認証を希望するときは、工場又は事業場ごとに申請書を提出してください。また、申請書は、原則として、認証を希望する製品(加工技術)ごとに提出してください。
3. 認証を希望する製品(加工技術)は、該当 JIS の規格名称か又は BV が定める認証区分に定められている場合は、その名称を記入してください。ただし、申請をする前に相談、調整の上、変更が可能です。
4. JIS の番号及び名称は、認証を希望する製品(加工技術)に適用される JIS のうち、認証を希望する JIS の番号及び名称を列記してください。また、等級又は種類は、該当日本工業規格に等級又は種類が定められている場合においてのみ記入してください。
5. BV と相談し、申請することを決定した認証の区分を記載してください。
6. 認証を希望する製品を製造する工場又は事業場(加工技術の加工工場又は事業場)については、認証を希望する製品(加工技術)の製造(加工)、試験・検査等に関する工場又は事業場(加工工場又は事業場)を列記してください。工場又は事業場の範囲は、当該製品の製品(加工)規格、製造(加工)工程、原材料、設備、検査、及び出荷承認(表示を含む。)の条件など技術的生産条件が同一と判断できる範囲とします。
7. 申請を行う場合、申請申込書は正本 1 通及び副本 1 通を提出してください。

**JIS マーク表示制度認証申請書 附属書****JIS マーク表示制度認証申込みにあたってのお客様了承事項**

以下の内容についてご確認の上、お客様においてご了承いただいた後、申込書のご提出をお願いします。

- 1) お客様は、工業標準化法及び同法の主務省令の該当する規程に常に適合しなければならないものとします。
- 2) お申込をお受けできる鉋工業品又は加工技術により加工した鉋工業品(以下、「鉋工業品等」)は、BV が工業標準化法に基づく認証機関として登録を受けた日本工業規格の範囲となります。ただし、鉋工業品等の仕様や設備の性能等により、製品試験が実施できないときには、お申込をお受けできない場合があります。
- 3) BV が認証審査を実施するにあたって、必要な準備をお客様に予めすべて行っていただくものとします。これには、文書及び記録の調査、並びに関連する機器・設備、場所、区域、要員及びお客様の下請負業者へのアクセスを含みます。
- 4) 製品試験は、①ISO/IEC 17025 認定の第三者試験機関による製品試験結果データの活用、または②認証に係る製造工場のお客様の製品試験所において実施します。①、②に該当しない場合、BV が外部委託契約している試験所において製品試験を実施します。ご希望される場合、事前に製品試験を実施する試験機関をお知らせいたします。
- 5) 認証の決定後、BV が定める「認証契約書」を締結していただきます。
- 6) 広告及び宣伝活動において、認証契約や認証書の範囲を逸脱するような製品認証に関する表明(BV が認証した鉋工業品以外の鉋工業品等や法人・個人等が認証を取得していると誤解を招くような広告・宣伝等)を行うことはできません。このような事実が明らかになった場合には、広告及び宣伝活動等を中止していただきます。ご同意いただけない場合には、認証の一時停止又は取消し等の処置をとる場合があります。また、BV の評価を損なうような認証書又は製品認証の使い方をされた場合も同様の処置を致します。
- 7) 天災地変、その他不可抗力により、製品試験、工場審査等の履行及び認証書の発行ができなくなった場合、BV はその責を負うものではありません。
- 8) BV が認証の一時停止又は取消しを決定した場合、認証を言及しているすべての宣伝・広告などを中止し、BV が要求するとおり認証書を返却していただきます。
- 9) 認証書、審査報告書を使用する際は、その一部分であっても誤解を招くような方法で使用しないようお願いいたします。